

「特別な休暇制度の導入・活用セミナー」 のご案内

平成 30 年 9 月
株式会社日本能率協会総合研究所

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、日本能率協会グループの事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社、(株)日本能率協会総合研究所では、厚生労働省委託事業「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」を実施しております。

長時間労働等の業務に起因した脳・心臓疾患等の労災認定件数は、近年、高水準で推移しており、依然として働く者にとって職場環境が厳しい状況にあります。このような状況を変えていくために、労働時間をはじめとする働き方・休み方の見直しを進めることにより、過重労働を解消し、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができる労働環境を整備することが重要な課題となっています。

また、経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされている時間と労働時間等を柔軟に組み合わせ、心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分発揮できる環境を整備していくことも必要です。

このため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に加え、病気休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、犯罪被害者の被害回復のための休暇、罹災休暇など、労働者個々の事情に対応しつつ、事業場等において労使の話し合いにより導入される休暇制度である「特に配慮を必要とする休暇制度」の普及促進を図ることは、労働者の仕事と生活の調和の実現や労働者の健康の回復を図るためにきわめて有効です。

厚生労働省では、本事業を継続的に実施しており、労働者の健康や生活に配慮するための「特に配慮を必要とする休暇制度」の普及促進を目的として、導入事例集の作成・配布やリーフレット及びポスターの作成・配布等の各種広報事業を実施するものです。

また、本テーマでセミナーも開催する予定です。詳細は、下記のホームページをご参照ください。

【申込方法などの詳細】

<https://www.jmar-form.jp/3010.html>

【参考】

働き方・休み方ポータルサイト

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

本セミナーでは、人事・労務管理専門家による基調講演を通じて、「特に配慮を必要とする休暇制度」の導入・活用のために参考となる情報を提供いたします。

また、働き方改革関連法（労働基準関係）についての説明も行います。業務ご多忙の折り、誠に恐縮ではございますが、セミナーのご案内を 50 枚お送りいたしますので、内部関係部署へご回送いただきますとともに、外部事業者の方々の来訪窓口等に置いていただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

【平成 30 年度厚生労働省委託事業実施機関】

株式会社日本能率協会総合研究所 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22

担当：佐野

TEL：03-3578-7575 FAX：03-3432-1837

敬具

改正された労働基準法等の説明も行います。
(同一労働同一賃金の関係は行いません。)

特別な休暇制度の 導入活用セミナー

働く方々のさまざまな事情に対応した企業独自の、法定外の特別な休暇制度（病気休暇、裁判員休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、罹災休暇、犯罪被害者などの被害回復のための休暇など）の重要性が高まっています。

本セミナーでは、病気休暇やボランティア休暇などの特別な休暇制度導入のヒントを皆様にご紹介します。

また、本年7月、働き方改革関連法が公布され、これにより改正された労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法のポイントについてもご説明します。

皆様のご参加をお待ちしています。



裁判所

● セミナー概要

時期：平成 30 年 10 月～平成 31 年 1 月まで

場所：全国 7 か所（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡）

（各会場 14:00～16:30） ※詳細は裏面参照

定員：各会場 100 名

参加費
無料

● 参加対象

事業主・企業の人事労務担当者等、本セミナーにご関心のある方

● プログラム

時間	内容
14:00～14:05	開会あいさつ、趣旨説明
14:05～15:15	講演 「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度」（特別な休暇制度）の導入・活用について ※特別な休暇制度の意義や活用事例を通して、企業で特別な休暇制度を導入・利用促進に取り組むことの効果や必要性、そして仕事と生活の調和をもたらす企業のメリット等についてご説明します。
15:15～15:25	参加者からの質疑応答
15:25～15:35	休憩
15:35～16:20	「働き方改革関連法（労働基準関係）の概要について」 厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課員がご説明します。
16:20～16:30	参加者からの質疑応答

● 開催場所・日時

1	東京	平成30年10月22日(月) 14:00～16:30(13:30開場)	AP品川 10階 大会議室 A+B 東京都港区高輪 3-25-23 京急第2ビル ◆品川駅 徒歩約3分
2	札幌	平成30年10月25日(木) 14:00～16:30(13:30開場)	札幌コンベンションセンター 2階 206会議室 北海道札幌市白石区東札幌 6条1丁目1-1 ◆地下鉄 東札幌駅 徒歩約8分
3	仙台	平成30年11月8日(木) 14:00～16:30(13:30開場)	仙台青葉カルチャーセンター 4階 403号室 宮城県仙台市青葉区一番町 2-3-10 カルチャー仙台ビル ◆仙台駅 西口 徒歩約7分
4	名古屋	平成30年11月29日(木) 14:00～16:30(13:30開場)	名古屋国際会議場 1号館 4階ホール 愛知県名古屋市熱田区熱田西町1-1 ◆名城線 西高蔵駅 徒歩約5分/名港線 日比野駅 徒歩約5分
5	広島	平成30年12月6日(木) 14:00～16:30(13:30開場)	RCC文化センター貸会議室 7階 704号室 広島県広島市中区橋本町 5-11 ◆広島駅 徒歩約10分
6	大阪	平成30年12月18日(火) 14:00～16:30(13:30開場)	オーバルホール・毎日インテシオ 4階 大会議室 (D+E) 大阪府大阪市北区梅田 3-4-5 ◆JR 大阪駅 桜橋口 徒歩約8分/福島駅 徒歩約5分 /阪神梅田駅 徒歩約8分/地下鉄 西梅田駅 (8分)
7	福岡	平成31年1月17日(木) 14:00～16:30(13:30開場)	リファレンス駅東ビル 2階 Y-1 福岡県福岡市博多区博多駅東 1丁目 16-14 リファレンス駅東ビル ◆博多駅 徒歩約4分

● お申し込み方法

<https://www.jmar-form.jp/3010.html>

- ・上記 URL にアクセスして申込みフォームに必要事項を入力し、送信してください。
- ・申し込み時に【申込控えメール】が自動返送されます。これが受講証となりますのでプリントアウトしてセミナー当日受付にご提出ください。
- ・申込期限は開催3日前ですが、満席となり次第締め切りとなります。



● お問い合わせ (セミナー事務局)

株式会社日本能率協会総合研究所 (厚生労働省委託事業実施機関)

担当：河野 (かわの) TEL：フリーダイヤル 0120-676-715 (平日：10:00-17:00)

※インターネットから申込ができない場合等は、FAX でお申込みいただくか、お問合せ窓口のフリーダイヤルまでご連絡ください。

[FAX 用：特別な休暇制度の導入活用セミナー参加申込書] FAX：03 (3578) 7614

お名前		参加開催場所	(上記開催場所1～7の番号をご記入ください。)
都道府県		市町村名	
所属企業等名称		所属部局課名	
電話番号		メールアドレス	
備考			

※お申込みの際にご記入いただく個人情報は、弊社の個人情報保護方針に基づき安全に管理し、保護の徹底に努めます。
また、本セミナーに必要な一連の業務以外に使用することはありません。
弊社のプライバシーポリシーについて、詳しくは弊社ホームページ <http://www.jmar.co.jp> をご覧ください。